

Client Alert

15 April 2022

本アラートに関する
お問い合わせ先



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.aoe@bakermckenzie.com



鈴木 道夫
パートナー
03 6271 9699
michio.suzuki@bakermckenzie.com



山口 涼
シニア・アソシエイト
03 6271 9499
ryo.yamaguchi@bakermckenzie.com



篠浦 雅幸
アソシエイト
03 6271 9529
masayuki.shinoura@bakermckenzie.com

並行輸入妨害被疑行為に対する公正取引委員会による審査の終了—確約計画の認定

はじめに

公正取引委員会（以下「公取委」）は、並行輸入の妨害による独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）違反の疑いで、アメアスポーツジャパン株式会社（以下「アメアジャパン」）、及び米国法人であるウィルソン・スポーツ・グッズ・カンパニー（以下「ウィルソン」）に対する調査をかねてより行っていたが、本件を確約手続に付すこととし、2022年3月25日、両社から申請された確約計画を認定して、審査を終了した¹。確約手続の下での確約計画の認定による事件処理は、違反被疑事業者による独占禁止法違反を認定しない点に特徴があり、今後は両社により確約計画が実施されることとなる。

公取委は、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針²において「並行輸入は一般に価格競争を促進する効果を有するものであり、したがって、価格を維持するためにこれを阻害する場合には独占禁止法上問題となる」との考え方を示しており、従前は日本国内の総代理店に対して法的措置を行っていた。本件は、公取委による並行輸入妨害に関する約24年ぶりの執行事例であり、かつ、確約手続により、日本国内の販売子会社に加えて、親会社である米国メーカーに対しても確約計画が求められた初めての事例である。

本件の概要

(1) 違反被疑行為

公取委の発表によると、ウィルソンの子会社であるアメアジャパンは、日本の並行輸入業者が日本国外の正規販売業者から輸入し、日本国内において取り扱うウィルソン製上級者向けテニスラケット（以下「本件テニスラケット」）を当該並行輸入業者から入手し、本件テニスラケットに貼付されたホログラムシールに記録されているシリアルナンバーをウィルソンに連絡して、同ナンバーの製品を取り扱っていた日本国外の正規販売業者が日本の並行輸入業者に対して本件テニスラケットを販売しないようにさせることを求めた。アメアジャパンからの要請を受けたウィルソンは、日本の並行輸入業者に本件テニスラケットを販売していた海外の正規販売業者に対し、日本の並行輸入業者への販売を行わないよう警告した。これら一連の行為は、アメアジャパンが販売業者を通じて販売するよりも安く本件テニスラケットを販売していた日本の並行輸入業者が、国外の正規販売業者から本件テニスラケットを並行輸入することを妨げるものであり、独占禁止法が禁止する不正な取引方法のうち、「競争者に対する取引妨害」にあたる疑いがあると認められたものである。

¹ 公取委 2022年3月25日付報道発表
(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220325_kokujou.html)

² 公取委 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（1991年7月11日、最終改正2017年6月16日）（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>）



(2) 公取委が認定した確約計画の概要

アメアジャパン及びウィルソンからそれぞれ申請され、公取委に認定された確約計画は、以下の点を軸に構成されている。

- ① 違反被疑行為を既に行っていないことの確認等に係る取締役会決議
- ② ①に基づいて採った措置に係る並行輸入業者への通知
- ③ 全従業員、グループ会社への周知徹底
- ④ 違反被疑行為と同様の行為を今後3年間行わないこと
- ⑤ 法令遵守体制の整備、役員・従業員に対する定期的な研修の実施、定期的な内部監査の実施
- ⑥ 上記の履行状況の公取委への報告

また、ウィルソンは、日本国外の正規販売業者が、日本に所在する並行輸入業者からの求めに応じて、当該並行輸入業者による日本国内での再販売のために本件テニスラケットを販売すること（受動的販売）を禁じることとなる方針を、日本に関しては執行しないことを確約した。

実務上の影響

上述のとおり、本件は、公取委による並行輸入妨害行為に係る久方ぶりの執行事例であり、かつ、並行輸入妨害被疑行為が確約手続により処理された初めての事例である。確約手続は2019年1月の運用開始以降、順調に適用実績を積み重ねており、本件が10件目の適用事例となる。厳密な違反認定を経ずに柔軟・迅速な事件処理を行うことを可能にした確約手続は、確実に公取委の執行の幅を広げており、今後の公取委による事件処理の動向に注視するとともに、被疑事業者サイドとしても確約手続に移行する可能性を一層視野に入れた事件対応を行う必要性が高まっている。

また、これまで、並行輸入妨害行為に関する法的措置は、もっぱら日本国内の総代理店のみを対象とするものであったが、今回の事例では初めて、大元の供給業者である外国法人も執行の対象とされた。従前の措置が国内執行のみにとどまっていた理由の一つは、外国法人に対する公取委の調査・執行能力の限界にあったと考えられるが、違反被疑行為の排除に係る計画を事業者自ら策定・提出することを求める確約手続の導入により、公取委が外国法人の協力を得る形で事件処理を行うことのできる幅が広がった。今後、確約手続への移行というオプションの存在を背景に、公取委がこれまでよりも積極的に外国法人に対する調査に踏み出す可能性は十分に考えられ、外国法人であるメーカーやブランドオーナーにおいて、同社製品の日本国内における販売につき流通業者に対して制限を課す場合には、独占禁止法の観点からの一層の留意が必要となる。